

発議第1号

平成28年3月18日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

提出者 幕別町議会議員 中橋 友子

賛成者 幕別町議会議員 小川 純文

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

幕別町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第81条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システムにより、問題を可とする者」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。
- 3 第1項及び第87条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第87条ただし書中「起立の」を「電子表決システムによる」に改める。

### 附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。